

支 払 基 金

平成 2 8 年 4 月 8 日

「特定器材コードリスト」について

平成 2 8 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 6 号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」に基づき、「特定器材コードリスト」を更新しましたのでお知らせします。

なお、当該リストは材料価格基準に掲載する特定器材を対象として作成したものであり、「診療報酬の算定方法」（平成 2 8 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 2 号）及び「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成 2 8 年 3 月 4 日付け保医発 0 3 0 4 第 7 号）等に基づく特定器材コードは掲載していないことを申し添えます。

おって、特定器材コードリストは特定器材マスターの更新ごとに整備する予定です。